

政府が目指している 秘密保全法の どこが問題か

2012.4.18 at 愛知県弁護士会館
愛知県弁護士会 情報問題対策委員会

	秘密保全法	スパイ防止法 (1985年廃案)
対象	国の安全・外交 公共安全・秩序維持	防衛・外交
処罰	財物の窃取、不正アクセス 侵入、欺もうなどによる取得	不正な方法での探知、 収集、外国通報
罰則	5年～10年	上限死刑
人的 管理	あり	なし

キーワードは 特別秘密

- ・特別秘密に指定されると
情報公開の対象外
- ・特別秘密を漏えいすると
処罰(最長10年懲役)される
- ・特別秘密を扱おうとすると
人的管理(調査)の対象となる
では特別秘密ってなんだ？

特別秘密ってなんだ？

秘密保全のための法制の在り方に関する
有識者会議「秘密保全のための法制の在り
方について(報告書)」(平成23年8月8日)

「厳格な保全措置の対象とする、
特に秘匿を要する秘密」

???

特別秘密の対象(報告書より)

- 対象は3つ
- 国の安全
 - 外交
 - 公共安全及び秩序の維持
- 何が
かつて…在外公館のワインの代金についての
情報 = 外交情報とされたことも
(外務省 在外公館報償費情報公開訴訟)

公共安全及び秩序の維持が
特別秘密とされることの重大性

- 1) 国家機密法では対象とされて無かった
対象の拡大
- 2) なんでも「公共安全及び秩序の維持」に
関する情報になる
例えば、SPEEDI情報
原子力委員会委員長作成の
「原発事故最悪のシナリオ」
政府の原発・震災関係議事録
公共安全及び秩序を害する！！

特別秘密の定め方(報告書より)

特別秘密に該当し得る事項を別表等であらかじめ具体的に列挙した上で、高度の秘匿の必要性が認められる情報に限定する趣旨が法律上読み取れるように規定しておくこと

問題点: **ほとんどすべての情報**を規定すれば
秘密化が許される
(例: 自衛隊法)

特別秘密の要件(報告書より)

「我が国の防衛上、外交上又は公共の安全及び秩序の維持上**特に秘匿することが必要である場合**」

「その漏えいにより国の重大な利益を害するおそれがある場合」などを要件とすること

要件?

誰が判断するのか 誰にとって秘匿が必要か

曖昧な特別秘密と 曖昧な秘密漏えいの罪

特別秘密の漏えい(過失も含む)
特別秘密の漏えいの共謀(特別秘密を漏らすことを協議する)行為
独立教唆行為(秘密を漏らす気にさせること)
煽動行為(煽動すること一何だ?)
「**特定取得行為**」 犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするもの

曖昧な特別秘密と 曖昧な秘密漏えいの罪

この辺
曖昧

特別秘密といわれる部分

本当の秘密

- * どの部分の情報を漏えいしたら処罰されるのか
- * 処罰される行為は何なのか
- 二重の意味でわからない。

曖昧な部分

わからないとどうなるか

処罰されるといけないので(過失も含む)
公開しないし、取材も控える

特別秘密といわれる部分

本来公開されなければならないところも
公開されないし、取材も控える

知る権利の死滅

知る権利の死滅 情報公開はどうなるか

- 1) 「特別秘密」は情報公開法の対象情報から外れる
- 2) 公開請求に対しては「**不存在**」を理由に**非公開**
- 3) 仮に取消訴訟で「特別秘密にあたらない」とされた(勝訴)場合は?
- 4) 情報公開法5条3号4号により**全面非公開**に

情報公開制度の形骸化

知る権利の死滅 報道はどうか

特別秘密の範囲が**不明確** + 処罰される行為が広すぎる、
不明確

- 1) **本当の秘密** 情報が開示されない・処罰される行為が何か分からない = **取材そのものを差し控える**
- 2) **特別秘密といわれる部分** 開示されていた情報が開示されない・処罰される行為が何か分からない = **取材そのものを差し控える**
- 3) **曖昧な部分** 処罰される行為が何か分からない = **取材そのものを差し控える**

調査報道の窒息

特別秘密と市民 = 人的管理

特別秘密を扱う 本人

人定事項 学歴・職歴

我が国の利益を害する活動

外国への渡航歴 犯罪歴 懲戒処分歴

信用状態 薬物・アルコールの影響

精神の問題に係る通院歴

秘密情報の取扱いに係る非違歴

配偶者・子など

人定事項 信用状態 渡航歴など

こんな社会に

情報公開 = **都合の悪い情報**は皆特別秘密で
情報公開法の対象外(不存在に)
(公開する側)処罰されることも考えたら、公開するか
非公開にするか**迷ったら不存在**

取材の自由 = 処罰されない情報だけを取材・**調査報
道の窒息**

人的管理 = 政府による市民の監視

**政府の都合のよい情報だけが流通し、
秘密を漏らす市民を政府が監視する社会**

そもそも立法事実はあるか？

- 尖閣沖漁船衝突事件
秘密扱いされていなかった
- ボガチョンコフ事件(三等海佐がロシアの大佐に過去に不正に複写した資料を交付した事件)
文書管理の徹底・職員的身上把握などの対策済み

↓
立法の必要性なし

非公開情報の正しい取り扱い

- 1) まずは**公開原則を徹底**する
情報公開法5条3号4号「おそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある情報」
「おそれがある情報」に改正を

- 2) その上で、公開できない情報が公開できる時期を定める

非公開情報の正しい取り扱い

情報漏えいは**物的管理**

電子情報の流出・サイバーテロ対策こそ重要